

総務委員会会議録

日時 令和7年3月7日（金） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後2時40分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 伊藤 毅
副委員長 中村 正仁
委員 久保田松幸 宮本 秀憲 臼井 友基 水岸富美男
大久保俊雄 古屋 雅夫 佐野 弘仁 福井 太一

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 関口 龍海 総務部次長 奈良 晶史
総務部次長（人事課長事務取扱） 三井 幸治
働きやすい職場づくり支援室長 依田 勇人
職員厚生課長 今井 康善 財政課長 行村 真生 税務課長 森山 和紀
財源確保・資産活用推進課長 中村 隆宏 庁舎管理室長 荻野 貴史
行政経営管理課総括課長補佐 小野 一峰 市町村課長 栗田 研二
防災局長 河野 公紀 防災局次長 伊藤 公仁
防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） 林 貴彦
富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 渡辺 一秀
消防保安課長 久保島 宏
会計管理者 関 尚史 出納局次長（会計課長事務取扱） 三科 隆人
管理課長 石合 晃 工事検査課長 植田 茂樹
人事委員会事務局長 土屋 嘉仁 人事委員会事務局次長 後藤 恵里子
代表監査委員 小林 厚 監査委員事務局長 草間 聖一
監査委員事務局次長 小野 博隆
議会事務局次長（総務課長事務取扱） 加藤 栄佐

議題（付託案件）

- 第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件
- 第6号 山梨県部等設置条例及び山梨県附属機関の設置に関する条例中改正の件
- 第7号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件

- 第 8 号 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び
期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例中改正の件
- 第 9 号 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件
- 第 10 号 山梨県職員給与条例等中改正の件
- 第 11 号 山梨県職員の退職手当に関する条例中改正の件
- 第 12 号 山梨県職員旅費条例等中改正の件
- 第 14 号 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等中改正の件
- 第 16 号 山梨県市町村振興資金条例中改正の件
- 第 22 号 山梨県収入証紙条例廃止等の件
- 第 40 号 包括外部監査契約締結の件

（調査依頼案件）

- 第 24 号 令和 7 年度山梨県一般会計予算第 1 条第 1 項歳入歳出予算の総額、同条第 2 項歳入
各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第 2 条継続費、第 3 条繰越明許費中総務委
員会関係のもの、第 4 条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第 5 条地方債、第
6 条一時借入金並びに第 7 条歳出予算の流用
- 第 26 号 令和 7 年度山梨県災害救助基金特別会計予算
- 第 29 号 令和 7 年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
- 第 30 号 令和 7 年度山梨県県税証紙特別会計予算
- 第 31 号 令和 7 年度山梨県集中管理特別会計予算
- 第 33 号 令和 7 年度山梨県公債管理特別会計予算

請願第 5－8 号 ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書の提出を求
めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件
については、いずれも原案に賛成すべきものと決定した。また、請願第 5－8 号につい
ては、継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 午前 10 時から午後 2 時 40 分まで、途中、午前 11 時 38 分から午後 1 時 10 分ま
で休憩をはさみ、総務部、防災局、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会
事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 総務部、防災局、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係

※第 24 号 令和 7 年度山梨県一般会計予算第 1 条第 1 項歳入歳出予算の総額、同条第 2
項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第 2 条継続費、第 3 条繰越明
許費中総務委員会関係のもの、第 4 条債務負担行為中総務委員会関係のも
の、第 5 条地方債、第 6 条一時借入金並びに第 7 条歳出予算の流用

質疑

（働きやすい職場づくり支援室の予算額について）

福井委員 まず、総の10ページ、働きやすい職場づくり支援室の44万3,000円ですけれども、支援室として44万円が全てでしょうか。

依田働きやすい職場づくり支援室長 支援室の予算は44万3,000円でございます。

福井委員 事務費の内容が全て育休中の職員の研修会に使われるということ等ですので、このほかには何かあるのでしょうか。

依田働きやすい職場づくり支援室長 そのほかにつきましては、2つほど事業がございます、一つは、公益通報の制度の外部窓口の設置経費でございます。そちらが12万1,000円、そのほか、セクハラ相談員、パワハラ相談員が庁内におりますが、その研修事業経費の12万4,000円、その3つを合わせて44万3,000円となります。

福井委員 育児休業者のため復帰を安心してできるようにという研修が、この主な事業ですけれども、育休者の現状と今後の予測について教えてください。

依田働きやすい職場づくり支援室長 現在60名ほどで推移しておりますけれども、昨年度から男性育休の取得の促進もしておりますので、その点、少し増えていくかと考えております。今後も、この研修を実施しまして、育休取得者が復帰後に速やかに職場復帰できるように努めてまいりたいと思います。

福井委員 復帰せずに離職をされる方は、どれぐらいいらっしゃるのですか。

三井総務部次長 正確な数字等はつかんでいませんけれども、私の印象で申し訳ないですが、育休を取ってしっかりと体調を整えて、職場に復帰していただけていると考えてございます。

福井委員 ぜひ、育休中の不安を解消していただき、気持ちよく職場に復帰できるような環境をこれからも整えていただきたいと思います。

（公共施設等適正管理推進事業費について）

次に、総の28ページの公共施設等適正管理推進事業費について伺います。この事業費の目的、具体的な取組について、再度教えてください。

中村財源確保・資産活用推進課長 公共施設等の老朽化対策をはじめ、適正管理を推進するため、令和元年度から、当該事業で県有施設の長寿命化の改修やユニバーサルデザイン化を実施しています。

長寿命化改修につきましては、計画的な改修等によって建替時期を先送りすることで、施設の維持管理、更新費用の縮減に取り組んでおります。また、ユニバーサルデザイン化については、県民が利用する頻度の高い施設を中心に、エレベーターの設置やトイレの洋式化などに取り組んでおります。

福井委員 長寿命化の改修の対象となる施設、そして、その具体的な改修内容を教えてください。

中村財源確保・資産活用推進課長 長寿命化改修の対象となる施設につきましては、県民または県職員が常時使用する施設などであり、令和7年度は、計60施設の改修を予定しております。

予定している改修費の大きな施設でありますけれども、総合交通センターや塩山高校、甲府工業高校、北杜警察署などがあります。

具体的な改修内容ですけれども、この改修費の全体に占める割合が大きいものは、空調設備の更新、外壁の改修、給排水設備の更新等があります。

福井委員 ユニバーサルデザイン化についても具体的な取組を教えてください。

中村財源確保・資産活用推進課長 ユニバーサルデザイン化につきましては、令和7年度は、南巨摩合同庁舎へのエレベーターの整備を予定しております。また、これまでトイレの洋式化や授乳施設の設置、多言語案内の設置などのユニバーサルデザイン化に取り組んでおります。

福井委員 財源の確保の観点からも、公共施設の維持管理費を抑えていかないといけないと思いますけれども、その抑えるための工夫についても伺います。

中村財源確保・資産活用推進課長 県の施設につきましては、毎年、施設の点検を行い、その結果を基に建築技術職による判定会において、真に必要な改修を行うこととしております。また、不具合が生じる前に、計画的に改修等を行うことで、改修費用の縮減に努めております。

福井委員 長寿命化改修は、空調もその対象だと伺いましたけれども、空調を整備するとランニングコストも非常にかかると思っておりますが、そういうところも考えて、今いろいろなタイプの空調設備、多分、体育館もそうですけれども、導入もされるのかと思いますけれども、その導入に関わって何か具体的に指針は設けておりますか。

中村財源確保・資産活用推進課長 具体的に空調等については、どの空調を入れるなど、そういった指針はありませんけれども、各施設の管理者が施設を検査をする中、また、そういった専門家に意見を聞く中で、いろいろな案を出していただきまして、先ほど御回答しました県庁の建築職による判定会で、真に効果的なものを採用するようにしております。

福井委員 ぜひ、長寿命化ということで、ランニングコスト等も考えた上での検討を行っていた

だきたい。人口減少もこれから進む中、公共施設の適正管理が非常に重要になってきますけれども、持続可能なものでなければならぬとも考えます。具体的な今後の方針、そして、民間の活用という新たな管理手法についてどのように考えているか、お聞かせください。

中村財源確保・資産活用推進課長 委員御指摘のとおり、人口減少などの問題を踏まえて対応していくことは非常に重要だと思っております。今後は、人口減少も踏まえた、社会のニーズの変化を踏まえた施設の活用について、また、施設の規模の適正化などについて研究を進めてまいりたいと思います。

あと、これまでいろいろ取組を進めていますけれども、そういった取組を継続して着実にやっていくことが重要と思っております。具体的には、施設の長寿命化の推進による施設の設計から解体までのトータルコストの縮減、施設の必要性を十分に精査して、必要な施設への改修等の実施に取り組んでまいります。

また、民間等の活用にもなるのですけれども、今後については、施設の点検等について、技術の進歩にそういったものも活用したいと考えておりまして、ドローンやＡＩなど、そういった民間で導入されている新たなデジタル技術の活用などについても研究を進めて、必要なものから取り組んでいきたいと思っております。

福井委員 人材不足の中、新たな技術、ドローンやＡＩ、特にＡＩですけれども、それに頼る部分で、効果的な管理の手法についても検討いただければと思います。

（大規模地震防災訓練事業費について）

次に、防の３ページ、大規模地震防災訓練事業費についてですけれども、この事業費の具体的な内容を教えてください。

林防災局次長 この事業の目的といたしましては、警察、消防、自衛隊、ライフライン機関など防災関係機関と、さらに自主防災組織、消防団など地域住民が連携いたしまして、災害時の様々な対応について訓練を総合的に実施いたしまして、災害時に即応できる体制を確立するとともに、県民の防災意識の高揚を図るところを目的としてございます。

主な訓練といたしますと、例えば、県や市町村によります現地対策本部の設置や、住民による避難所開設運営訓練、それから、通信事業者によるライフライン応急対策の訓練、それから、トラック協会などによる緊急物資輸送訓練などでございます。

福井委員 この訓練に、女性や障害者が参加しやすいような配慮はあるのでしょうか。

林防災局次長 訓練の実施日を、例えば日曜日に設定するなど、女性に配慮した形を取ってございます。それから、女性団体に積極的に参加をいただくことによりまして、女性への声かけを幅広く実施し、あと、障害者等の支援団体の参加によりまして、障害者等に配慮した福祉避難所の環境づくりに助言をもらうなどしてございます。

今後も、女性や要配慮者の視点に配慮した訓練の実施について、市町村とともに努めてまいりたいと考えております。

福井委員 ぜひ、災害弱者と言われる方々に対する配慮をお願いしたいと思います。住民の防災意識を向上させるための施策は、何かございますか。

林防災局次長 この訓練は地震防災訓練と申しまして、県内を4圏域に分けて、毎年、自治体を変えながら実施しているところでございまして、開催圏域の方の御参加をいただくとともに、御覧をいただいて防災意識の高揚を図っています。

それ以外の事業といたしまして、例えば、地域防災リーダーの養成講座や防災シンポジウム、防災フェスを通じまして、住民の防災意識の向上に努めています。

福井委員 ぜひ、市町村とも連携をしていただいて、地域住民また民間団体への周知というところにも努めていただきたいと思います。

（消防行政推進費について）

次に、防の10ページ、消防行政推進費について伺います。

私の地元で1月に発生した山林火災は、私も地元の消防団として出動しましたがけれども、局長の名札にもありますように、「あかふじ」の頼もしさを非常に実感しました。同時に、操縦の技術の高さも印象に残ったのですけれども、水利となった川を何回も往復して、素早い消火活動を展開されたというのは、熟練の技であると思っています。

まず、現状のパイロットの数について伺います。

久保島消防保安課長 パイロットの数は、現時点で5名でございます。

福井委員 高度な操作技術を持つパイロットの育成が重要だと思いますが、出動時以外の操縦訓練について伺います。

久保島消防保安課長 訓練につきましては、救助訓練や消火のための水をくむ訓練などを日々行っておりまして、特に、菰崎の清哲という訓練所で、ほぼ毎日のように午前中、救助の訓練を中心にやっております。水をくむ訓練につきましては、県で管理しているダムを中心に、そういうところから消火のバケットを装着して、給水の訓練をしております。

福井委員 日頃からの訓練のたまものだと思います。5人のパイロットについては今後、退職等もあるのですけれども、人材の育成というところが非常に大切になってくるかと思っていますけれども、今後の採用の見通しについて教えてください。

久保島消防保安課長 採用の見通しでございますけれども、年度途中で退職するケースもございますので、常に、操縦士が不足しないように、いろいろな関係機関へ働きかけをして、他県の防災

ヘリの操縦士の経験者や、また、海上保安庁や海上自衛隊の操縦士、そういったところに声をかけてリクルートをしたり、あとは、社内で操縦士の養成を努めているところでございます。今後も引き続き、そこを推し進めてまいります。

福井委員

昨年末から非常に出動回数も多いと思います。

でも、本当に「あかふじ」の皆さんの日々の訓練のたまもので、私たちの安心安全が守られていると思いますので、ぜひ、これからも優秀なパイロットの育成に努めていただきたいと思います。

（新たな消防団の在り方検討事業費について）

その中の、新たな消防団の在り方検討事業費についてですけれども、現在の消防団員数は充足しているのでしょうか、教えてください。

久保島消防保安課長 本県の令和 6 年 4 月 1 日現在の消防団の条例定数は 1 万 5, 0 4 0 人でございます。それに対しまして、令和 6 年度の実団員数は 1 万 3, 0 6 0 人でございます。つきまして、この差になりますが、2, 0 0 0 人弱がこの差でございますので、条例に対しては充足していないという状況でございます。

福井委員

この検討事業を通して、なり手が少ない要因や足りていない状況についても考えていただけたと思いますけれども、女性や外国人など多様な人材が参画することでどのような効果を期待しているか、教えてください。

久保島消防保安課長 委員御案内のとおり、消防団につきましては、いわゆる男社会になっております。そういった中で、人口の半分を占めます女性や、昨今は外国人の住民の方も増えておりますので、その一方で、地域にお住まいになっている方々、もともと自営業の男性の方を中心に消防団は組織しておりますが、最近の傾向としては、地域の外に通勤している方が多くございます。そういった面でも、女性や外国人、また、地域外から通勤している方、もしくは、また移住者の方など、そういった方々が消防団に入りやすくなるような環境づくりをしまして、団員の確保に努め、持続可能な消防団を目指してまいりたいと考えております。

福井委員

地域防災に欠くことのできないのが消防団であります。機能別消防団の在り方や出初め式、それから操法訓練などにも課題があると思います。先ほど答弁いただいたように、持続可能な消防団活動になるように、ぜひ検討を進めてください。

（長寿命化改修事業費について）

臼井委員

福井委員のされた質問の関連ですけれど、総の 2 8 ページの長寿命化改修のことです。少し話を聞いていて分からなかったのですけれど、長寿命化改修については、県有施設を長寿命化させるために空調設備も項目に入っているということよろしいですか。

中村財源確保・資産活用推進課長 空調施設の長寿命化を進める上で重要ですので、それも項目に入っております。

臼井委員 ありがとうございます。長寿命化とは関係ないですけど、空調設備がないところは、どのように評価されているのですか。

中村財源確保・資産活用推進課長 空調設備がないというのは、エアコンとかそういったものがないということでしょうか。

臼井委員 はい。

中村財源確保・資産活用推進課長 そういったものが必要ということであれば、その必要性を判断して、設置等を検討していく必要があるかとは思っております。

臼井委員 具体的に、緑が丘の体育館ですけど、空調設備がないです。それで、長寿命化という考え方かどうか私はよく分かりませんが、お話を聞いていると、長寿命化の観点で空調設備を更新する、新しくするというをおっしゃっていたように聞こえたものですから、では、空調設備がないところに関して、例えば緑が丘の体育館ですけども、今どき体育館で空調設備がないのも、そこでスポーツされている方は非常に大変だと思います。担当課があると思いますけれども、そのような必要性というのは長寿命化なのかよく分かりませんが、そういう観点での話はないのでしょうか。

中村財源確保・資産活用推進課長 各施設については、施設を所管しているところがありますけれども、そこで個別の管理計画をつくっております、その管理計画に基づいて施設の長寿命化を図っております。

各施設から、こういった施設の要望があって、県全体の必要性について判断をして予算を計上しております。

臼井委員 分かりました。ありがとうございます。私が見当違いのように聞こえるような質問をさせていただいたのがよくなかったと思っていますけれども、要は、空調設備、長寿命化ということで、空調設備のことをおっしゃられていたので、空調設備がないところも県有施設の中では多くあって、必要なところには空調設備をまず設けることも長寿命化の一つかと、私は個人的に解釈をしたものですから、お伺いをさせていただきました。

観光文化・スポーツ部でその辺りはやることなのかもしれませんけれども、建築の専門家の皆さん方がそういったことを考えて、検討されて、県有施設の長寿命化を図っているということをおっしゃられましたが、そういった意味では、せっかく建てた県有施設を長く皆さんに使っていただくためには、ないところにも設置をすることを考えていくことも必要なのではないかと思ったものですから、所管外の話になってしまうので、

そこはそこでまた話をしますけれども、総務部として、あるいは、財源確保・資産活用推進課としても、そういった観点でも、庁内でしっかりと話し合うことも必要なのではないかと思いますけれど、その点を最後にお伺いします。

中村財源確保・資産活用推進課長 各施設の長寿命化に必要なものについては、これまでも総務部、財源確保・資産活用推進課と各部局で連携を取ってやってきておりますけれども、今後についても、各部局の要望等を聞きながら、その施設の必要性について、現場の確認をしながら適切に対応していきたいと思っております。

（ふるさと納税促進対策事業について）

大久保委員 総の29ページのふるさと納税促進対策事業の1で、文の中に、寄附者に対する特産品の贈呈等により本県分の魅力や施策内容を周知するという事で、これはこちらの部署でいいのか、ちょっと分かりませんが、今年度、特産品の質の向上ということで、例えば果実でかなり問題が出た部分に対して、向上のための検討会議が設置されたと聞いておりますが、何回ぐらい開かれて、どういう結論に導かれたのか教えていただきたいと思います。

中村財源確保・資産活用推進課長 ふるさと納税のフルーツ、果実の品質向上につきましては、農政部で検討委員会を持っております、農政部で所管してやっておりますけれども、当課も委員となっております、農政部を中心に、当課やさとふるなどの関係者、市町村が入って検討をしております。

大久保委員 所管が違うから、把握はされてないということですね。

中村財源確保・資産活用推進課長 年度初めに1回やって、この間1回ありました。2回程度やっております、今年度も、その取扱いの要綱等の見直しをして、寄附者ファーストを明確に打ち出して、市町村とも共有をして、寄附者が満足する品質のものを出すという改善も行っております。

大久保委員 2項目で、市町村が行う新たな特産品の開発と支援とありますけれども、県として、具体的にどういった内容を想定しておりますか。少しお聞かせいただきたい。

中村財源確保・資産活用推進課長 ふるさと納税の市町村への支援ですけれども、市町村で返礼品の少ないところもありまして、そういったところの返礼品の開発するための費用の一部や、市町村がふるさと納税のPRをするための費用等について、50万円を上限に3分の2の補助をしております。

大久保委員 3番目の企業版ふるさと納税の促進費、1,700万円ということで、コンサルティング事業者によるとあるのですけれども、県独自で働きかけを行わないのか、あえてこ

のコンサルティング事業者を経由してPRする必要がある理由をお聞かせ願えますか。

中村財源確保・資産活用推進課長 企業版ふるさと納税につきましては、所在地にある企業は対象になりませんので、山梨県内に本社がある企業は、県に寄附することができません。そのため、県外の企業に対して寄附の働きかけをしていく必要があります。今回のコンサルティング事業者については、全国的にそういった取組をやっていたり、コネクションがあるコンサルティング会社に委託しまして、山梨県外の全国津々浦々にPRできる取組としております。

ちなみに県としましては、県外の県人会の関係の企業等や包括連携協定を結んでいる企業等、県外の企業についても営業を行っておりますけれども、広く数多くの企業にPRするためには、こういった事業者も活用することが有効と考えております。

ちなみに、この事業の財源としましては、寄附の10%等が報酬になりますので、寄附を取れない場合には委託料を払わない、そういった仕組みになっております。

大久保委員 最後に一点です。県のふるさと納税と市町村のふるさと納税は、農産物をはじめ、結構バッティングするケースがあると思う。過日、今年度の傾向で、県が増えれば市町村が減るというケースもかなり散見される中で、そういった部分は、調整を取りながら市町村と連携を取るという答えを聞いたことがあるのですけれども、その辺りはいかがでしょう。両方増えればいいのですけれども、増えて減ってというケースが結構起きていると思いますけれども、いかがですか。

中村財源確保・資産活用推進課長 確かに、これまで県と市町村で返礼品の競争がありましたけれども、令和4年度に、そのあたりについて市町村からも要望がありましたので、令和4年の11月に、県のふるさと納税の取扱いの方針を変えまして、フルーツ等については、シャインマスカット等ですけれども、市町村が使っているものを県は使わないことになりました。

農政部で、「おいしい未来へやまなし」というブランドをつくっておりまして、そういったブランドになったものについては、県で使えることになっておりまして、シャインマスカット等は、もともと県が開発したブランドではないので、シャインマスカットのうち、特秀だけは県が使えることになっております。それ以外の秀、秀以下が一番あるのですけれども、そういったものは、市町村が扱うということで、そのすみ分けを図っております。

ですので、県としましては、県が開発したものは県でやりますけれども、それ以外の農畜産物については、市町村とのすみ分けをして、そこで無駄な競争が生じないような取組をしております。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※第 2 6 号 令和 7 年度山梨県災害救助基金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※第 2 9 号 令和 7 年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※第 3 0 号 令和 7 年度山梨県県税証紙特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※第 3 1 号 令和 7 年度山梨県集中管理特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※第 3 3 号 令和 7 年度山梨県公債管理特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第6号 山梨県部等設置条例及び山梨県附属機関の設置に関する条例中改正の件

質疑

臼井委員 今回の条例改正ですけれども、基本的には大いに賛同させていただくものであります。私も会社員時代を振り返ると、大きな組織改編があつて、非常にモチベーションが上がったことを思い出したところでありまして、そこで、少しお伺いをさせていただきたいと思っています。

まず、現在の県民生活部の私学・科学振興課、これは何という名称に変わるか教えてください。

小野行政経営管理課総括課長補佐 まなび支援課に変わる予定でございます。

臼井委員 部局は。

小野行政経営管理課総括課長補佐 部局は、総合県民支援局になる予定でございます。

臼井委員 総合県民支援局まなび支援課ということでありまして、いろいろな方からお話を伺うと、この私学・科学振興課の私学というのは、私立の学校をしっかりサポートしてこうという意味を込めて私学振興課という課ができたと伺っています。

今回、組織名を変更した背景、そして、意義をお伺いしたいと思います。

関口総務部長 大事なお話でございます、私から失礼いたします。

まず、私学・科学振興課の今回の組織再編に関わって、名称を変えたことによりまして、従来の本県の私学の振興の姿勢について、いささかも変更はございません。これまで以上にしっかりと私学振興に努めてまいりたいと考えております。

いわゆる心でありますけれども、今回、幾つもの組織再編をしておりますが、なかんずく、総合県民支援局のその意義としては、県民のある一人に我々が立った場合に、今、

様々な課題を抱えております。従来から、こういった機会に御説明申し上げてまいりましたように、一人の県民が、仮に福祉の救済を受けていないとしても、様々な生活上の課題がある中で、仕事と家庭、様々なことを両立されているわけであります。

そういった際に立ち返りまして、例えば多様性や男女共同参画のような基本的な人権、価値観の尊重、そして、そこから出会い、もしくは結婚、子育て、場合によっては、学びというのも、必ずしも幼児・児童から青少年にかかるその期間に限られたものではなくて、生涯学習も含めて、生涯にわたって学ぶ必要があります、そして、場合によっては、例えばリスクリングと昨今言われますが、それにて、さらなる生活環境の向上も図ることができるわけであります。こういったことを、それぞれの人生のステージに立って、隙間なく包摂をするために、総合県民支援局を設けたところでございまして、従来の私学・科学振興課から、先ほど申し上げました、教育委員会にありました生涯学習なども含めて、広く県民に学ぶ機会を提供し、また、それをつくり出してくださる環境事業者の方々を支援するために、このような改正に至ったものでございます。

臼井委員

総務部長にお答えいただきまして、本当にありがとうございます。

かなりポジティブな意味で、組織の再編を行ったと理解をさせていただきました。

ただ、こういった変更というのは、今回、私学のことでお話しさせていただきましたけれども、私学の皆様に限ったことではなくて、少なからずどういうことなんだろうという動揺は各業界において、あるいは、県民の個々にもあるのかと思っていますので、ぜひ、関係ある皆様には、必要なときには、やはり説明をしていただいたり、周知を図っていただいて、部長が今おっしゃっていただいた話をしていただければ、何の心配もなく、何の憂いもなく、恐らく皆さん全く変わらずに次のステップに進むための非常にポジティブな、前向きな組織改編だということを理解していただけるとと思いますので、ぜひ、そういった説明も併せてお願いしたいと思っております。

一方で、冒頭申し上げたとおり、実は組織の変更・再編というのは、本当に活性化していくためには極めて重要だと思っております。

これからも、改編を行わなければいけないタイミングが時々起こってくると思っておりますけれども、少し踏み込んだ形で、この組織再編の在り方、そして、基本的な考え方を最後にお伺いしたいと思います。

関口総務部長

踏み見込んでということですが、このあたり、少し私の持論になりまして、端的に申し上げますと、組織というのは常に変わっていくものではあります。組織があるから、そこで仕事生まれるというのは確かにありますが、私たちは、あくまで公僕でありますので、社会情勢、地域課題に沿って、常に動いていかねばなりません。

今回は、長崎県政2期目の折り返しということで、大胆な組織改編をしたと思っておりますが、これは、知事の意向を酌んだということよりも、むしろ、この激動する社会情勢に合わせて変化をせざるを得なかったとさえ感じているところであります。

また、本年も始まったばかりであります、何が起きるか分かりませんし、我々も油断なく、来るべき次の組織改編に向けて、しっかりと検討してまいりたいと考えており

ます。

古屋委員 臼井委員と重ならないように、前段では組織再編の理由について少しお伺いしようかと思ったのだけれど、この再編というのは、本当に大きい再編だと思っております。

それで、今、理由が出ましたけれど、いわゆる激動する社会に対応するための組織再編ということでありますけれど、私が見た感じでいきますと、県庁全体のスリム化を図ったと受け止めているのですが、その辺りについてはいかがですか。

関口総務部長 結果的に、その目的も副次的な作用としてあったと承知をしております。

古屋委員 それで、それぞれの3部局に相当な部署が集約されたり、あるいは、改廃はないと思うのですが、その辺りはよく分からないのですが、そういった中におけるそれぞれの部局の機能と役割はどのような形になっていくのか。

一回、部長から事前に説明を受けて、この資料をもらっているのですが、少し口頭で早かったもので、メモが取り切れなかった部分がありますから、再度、この委員会の中で説明いただきたいと思います。

関口総務部長 まずは、従来の知事政策局をバージョンアップする形でできたものが高度政策推進局であります。御案内のとおり、知事政策局というのは、様々な地域課題、政策課題を受けて、それを事業なり企画というように分解していく作業であるわけですが、本来なら、その事業実施を各部局が担うべきところ、それがだんだんたまっていくと申しましょうか、事業自体も知事政策局で抱えてやるような形になりまして、機動性が徐々に損なわれているという現状がございます。これは、原点に立ち返って、柔軟な思考・発想を持って政策を企画できるように、この高度政策推進局を立ち上げたということであります。

続いて、総合県民支援局については、先ほど申し上げましたように、では、これは福祉なのか、教育委員会かと、一つ一つについて縦割りで我々はいち悩むわけであります。各議員も同じようなことがあって、先ほど臼井委員御指摘のように、施設の長寿命化とかいったときに、教育委員会なのか、総務部のどこが施設の管理をして、誰が意思決定を持っているのだということは、常に、我々はどこに話したらいいのか、私ですら分からないときがあったりいたします。こういったことを少しでも防ぐために、今回、大きく県民支援に関わること、県民生活に関わることは、全部、総合県民支援局で担えというぐらいの、そのような大ききさでこの局を設けたところがございます。

具体的に、例えば、制度に乗っかるような福祉、そういったことについては、その他の局と相互に連携をして務めるべきものもあるかと思いますが、趣旨はそのとおりであります。

最後にもう一つあるものが、新価値・地域創造推進局でございますけれども、こちらでも御案内のとおり、従来ですと、例えばブランドや、もしくはDX、非常に突破型の幾つかのミッションを持っている組織がございました。

冒頭の委員の御質問にもありましたように、こういう組織は幾つも今できている状況

でありまして、どちらかという頭でっかちになりがちであります。組織の人員はある程度限られている中で、どうしてもこの企画だけでなく、調整業務、経理業務、総務業務などを担いながら、その局を運営するとなると、この推進力というのに今少し減退が生じがちだという現状がございます。

このために、少しでもこういった大きなビジョンは、部局関係なく、県政全般に高度に進めるべきものがございますので、このあたり部局を統合して、言わば高度政策推進局で磨かれたら、そういうところに行くことになると思うのですが、ある程度、この長崎県政で出来上がってきたものをさらに突破していくためにつくったのが、この最後の局ということになります。

古屋委員

大変、考え方もいいことだし、また、賛成したいと思っております。私も民間の大手の企業出身でございまして、私、この議会に来てもそうですけれども、いろいろなことを聞いても、ここはこっちの部局となりますが、県民からしてみれば、縦割りでやろうがなにしようが、課題に対してみんな一緒になってやるということが一番大事だと思っているのです。

したがって、今、市町村議会の中でも、名称を変えながら、今まで縦割りでやっていたところを窓口を一つにするなど、業務の工夫をしている部分が出てきておりますから、県庁もこれを機に、ぜひ、そういったことを全般的に広げながら、県民目線に立った業務運営あるいは事業運営を推進していただきたいと思っております。

次に、恐らく4月1日から立ち上がっていくと思うのですが、この部局の人員規模はどのような形を考えているのか、お聞きしたいと思います。

三井総務部次長 今まさに、人事の作業中でございますので、まだおよその数になりますが、高度政策推進局には大体80名程度、総合県民支援局には340名程度、新価値・地域創造推進局には100名程度の配置を予定しております。

なお、総合県民支援局は突出して人数が多いですけれども、これは、4か所の地域県民センターと、2か所の児童相談所が所管になりますので、他の2局に比べると規模が大きくなっているという状況でございます。人数は、これからの作業に応じて増減が出てくると思いますが、以上のような人数の配置になってございます。

古屋委員

承知しました。いずれにしましても、月末に内示があつて、一日に立ち上がるという理解でいるわけであります。

それで、今、組織関係については、提案があつたわけでありまして、予算についてはそれぞれ今の旧組織の中での議論をしているわけでありまして、考え方として、それぞれこの3局の予算は、今審議している予算をそっくりこの新しい局に移行して再編するという理解でよろしいですか。

関口総務部長

おおむねそのとおりでございます。

ただ、一方で、先ほど申し上げましたように、私学・科学振興課と教育委員会にあり

ました生涯学習の業務が統合されることなどによりまして、完全にスライドしない場合もございますが、まだ、この条例案を御可決いただく前でございますので、恐縮でございますが、現在の局を前提とした御審議をいただければと存じます。

古屋委員 承知しました。いずれにしましても、この3局を統制するのが副知事ということで、そういった意味では、大変大きな役割、責任の重い立場になると思いますので、ぜひ、新しい組織が令和7年度出発して、本当に機能、役割を果たすすばらしい組織になることを、私どもの立場から祈念をして終わりたいと思います。ありがとうございました。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第7号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第8号 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第9号 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 10 号 山梨県職員給与条例等中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 11 号 山梨県職員の退職手当に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 12 号 山梨県職員旅費条例等中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 14 号 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等中改正の件

福井委員 この 14 号議案の条例改正案については、職員の皆さんのよりよい働き方が実現するため、私としても大いに賛同するものであります。

まず、条例改正の背景に係る部分で幾つか質問させていただきますけれども、現状、県の職員の皆さんの勤務時間、あと休暇の取得状況をどのように把握し、それを分析しているのか。そのデータを基に、どのような課題があると認識しているか、お聞かせください。

三井総務部次長 職員の勤務時間や休暇取得の状況につきましては、勤務状況を管理するシステムがございますので、そちらによって把握をしてございます。基本的には、各所属において、各職員の現状を分析した上で、それぞれ課題がございますので、適切に対応した上でマネジメントを行っています。

福井委員 この条例の規則のところには、職員の勤務時間に関して、月の上限、時間外勤務の上

限が月45時間、年間360時間と定められておりますけれども、その状況は、現在、職員の皆さんは守られている状況なのかどうか、教えてください。

依田働きやすい職場づくり支援室長 時間外勤務の現状についての御質問ですけれども、現状、毎月実績を集計、把握しておりまして、時間外が多い職員のいる所属に対しては改善を促しているのですけれども、守られているかということで、当然、いろいろな时期的な、学校の業務が多くなる部署や、あるいは防災、少し前であれば、感染症対応など、様々な業務、臨時的な業務がございますので、超えるところもあるわけですが、そういった所属に対しては、常に私どもでも改善を促しているところです。

福井委員 守られていないということかと思えますけれども、月80時間の、いわゆる過労死ラインを超えている方もいらっしゃるという認識でよろしいでしょうか。

依田働きやすい職場づくり支援室長 若干、そういう方もいらっしゃいますけれども、そこは適宜、健康管理などの面も含めてフォローをしていきたいと思っております。

福井委員 恐らく80時間を超えると、産業医との面談が義務づけられていると思いますが、一つ、多分システムの管理ですので、システム上で働き方を管理しているということですから、80時間を超えることによって、産業医との面談が必要だということで、時間外勤務の申告を過小に申告する職員がいないかどうかを心配します。せっかく県民のためのサービス向上のために働いてくださる皆さんが、本当に病気になってしまつては、倒れられては困ると思いますので、過小申告という問題は認識をされているかどうか。

関口総務部長 大事なことですので、私からお答え申し上げます。

過小申告があるということは承知していないのですが、起き得る問題だと思っております。

3つありまして、委員御指摘のように、御本人からすると、超勤が超えてしまつて、やはり産業医とどうのこうの言われるのは面倒だと、それならば自分で過小申告をしておいたほうが、いろいろな人に迷惑がかからないということとか、もしくは、人事当局からしても、そういう方に健康管理をしなければならないというのは、マネジメントがどうのこうのということで負担が大きいという組織的な問題と、あとは、その後、超勤代をどうするという財政的な問題があるかと思うのですが、だからといって見て見ぬふりするわけにはいかないと思っております。

ですので、来年度からは、現状は超勤の申請をして、認めて初めて超勤ということになっておりますが、そうではなくて、その時間いたかどうかということ、御自分が使っているパソコンのログオン、ログオフによって管理をする。実際に、これだけいたというのは何かしら問題があるはずで、EBPM的な発想であります。そこからはまずこの問題を抽出して、しかるべき組織的な対応を図っていきたいと考えております。

福井委員 ログオン、ログオフで管理をしていくということですが、やはり超勤ですから、時間外勤務の手当についても、限られた予算の中でやっていかなければならないわけでありまして、実質、恐らく100時間を超えるという方々に対して、適正な時間外勤務の手当が支給をされることになるのかを非常に心配するのですが。

関口総務部長 それは、絶対に支給します。それは、お金がないから払えないなんてことがあったまるかと思っております。ただ、実際にその在庁している時間に本当に勤務に値するものなのかどうか、私は国からの出向者ですが、国会待機の時間に、昔はもっと自由な時間があったりしたので、働いていないけれど、その近くにいるというケースもあったりいたしました。そういったことも含めて、マネジメント、労務管理、そういうところをしっかり見た上で、適切な超勤代の支給に努めたいと考えております。

福井委員 心強い答弁をいただいて、これは、学校職員についても提供されるということによろしいですね。

関口総務部長 教育委員会と協議をいたしますが、そのようにしっかり努めてまいりたいと思っております。

福井委員 やっぱり上限規制が遵守される働き方へということで、早急な転換が必要になってくると思いますが、例えば、どのような対策を講じていくのか具体的にお聞かせいただければと思います。

依田働きやすい職場づくり支援室長 今後の対策ということですが、ただいま総務部長が言われたように、パソコンのログオン、ログオフの管理で、客観的な把握を現状どうしてもまだまだできていないところがございますので、そういったところから始めて、そういったデータを活用して、各所属において、管理職のマネジメントなど、そういったところをしっかりとやって、適正化を図ってまいりたいと思っております。

少し補足させていただきます。先ほど福井委員から、学校現場のお話もございましたが、今の話は、私どものところの人事部局の話でありますので、学校現場のほうはまた、そういったことができるかどうか確認しておりませんので、また、違う対応ということだけは御承知おきいただければと思います。

福井委員 学校現場でも、やはりログオン、ログオフで時間外の勤務、出勤時間、退勤時間の管理を行っているとは承知しております。

ただ、そこでの問題点は、後になって、やはり手入力で訂正もできますので、そういったところで改ざんが行われていないかということは、厳しくチェックする必要があると思いますし、一番いいのは、やはり企業と同じように、ピッピッというように入庁時間をカードで管理していくほうがよろしいかと思うのですが、今後、そのような導入を

ぜひやっていただきたいと思います。皆さんの働き方のために。

関口総務部長 これも大事なことなので、私から御答弁申し上げます。確かに、研究はしております。ただ、県庁の場合、難しいのが、一般のお客様、様々な方が来られる際に、それをどう管理するかという問題がございまして、私の知る限りですと、例えば横浜市役所が、職員がピッピッとやって入退室ができるようになったら、やはり一般市民の方から多くの苦情が寄せられたというようなこともございました。

また、地方省庁などですと、マイナンバーカードが職員のIDにもなっているので、これでピッと行って入るわけでありませうけれども、どうしても陳情の時期などは、正面玄関など非常に大変混雑をしたりなど、本庁に限りませんが、今の県民に非常に出入りのしやすい県庁組織の在り方をかなり抜本的に考えながら、その部分は研究を深めていくべきだと考えております。

福井委員 しっかり勤務時間が管理されるような、パソコンのログオン、ログオフではなくて、そういう方法をぜひ、これからも研究していただきたいと思います。

では、具体的な条例の内容に入りますけれども、フレックスタイム制の導入について、職員からの申告があった、それを鑑みてというところでありませうけれども、週休3日を実際に導入するに当たり、どのような運用が想定されているか、教えてください。

三井総務部次長 実際、去年6月にアンケートをして、週3日休みたいという要望が、やはり介護などの関係で多くございまして、実際にどうやるかということですが、フレックスタイムは基本的にコアタイムを設けます。その時間には必ず週5日いてくださいというのが本当のフレックスですけども、それを4日あればいいですと、コアタイムは4日設ければいいです、あればいいですということにすると、1日はいなくていいことになりますので、それで週3日休めるという形を取る予定でございます。まだ、具体的なことについては、また、7月運用ですので、しっかり詰めていきたいと思っております。

福井委員 職員の皆さんの要望も踏まえたところで、非常に評価できると思います。次に、早出・遅出についてですが、これは実務上、どの程度実現が可能なのかをお聞かせください。

三井総務部次長 早出・遅出につきましては、基本的には、子育てなどそういった方、県職員は多いですが、朝は早く来て、早く帰ってお迎えに行きたいといった方がいますので、そういった方々が多く使われている。

あとは、通勤緩和ということもありますので、コロナのときはあったのですが、混んだ電車に乗りたくないといった方が時間をずらすなど、そういったことで運用されております。

福井委員 次に、子の看護休暇の対象の拡大についてですが、中学就学の始期に達するま

での孫が新たに追加された。定年が引き上げられたことで対象拡大、職員には大変歓迎されると思っておりますが、これまでの子の看護休暇の取得状況について、例えば、年間の取得件数、取得者の属性、職種、年代、この傾向は把握されているのか、もし、分かれば教えてください。今後、どの程度の取得の増加が見込まれるのかということも、併せて伺います。

三井総務部次長 子の看護休暇につきましては、属性などそういったものは、システムで申請をしてまいりますので、どの年代の人が取っているということはないのですが、令和5年度の延べ人数で申し訳ないですが、1, 439名が子の看護休暇を取得しています。

孫の休暇、今回対象を広げたのは、やはり定年延長もございますし、社会全体で子供を育てていくという風潮がございますので、要望にもございましたけれども、そういったことで、おじいさん、おばあさんが、孫が風邪を引いたときに休んでいただくことを対象に入れたということでございます。こちらとしましては、制度をせっかくつくりましたので、そういった制度を御活用いただきたいというのが正直なところでございます。

福井委員 皆さんの中にもお孫さんがいらっしゃる方、当然お子さんもですけども、ぜひ積極的に使っていただくということが、やはり普及につながっていくかと思っておりますけれども、取得しやすい環境をつくっていくためにどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

三井総務部次長 先ほど申し上げましたように、つくった以上はできるだけ取っていただきたいというのが本当のところですので、あらゆる機会を通じて周知を図ってまいりたいと思っています。

今回の名称で、子の看護等休暇になったので、孫が入ったというのが少し分かりづらい部分もございますが、なぜ看護等にしたかといいますと、例えば、お子さんが風邪は引いていないけれども学級閉鎖になってしまったといった場合にも対象になりますので、看護等となりました。その辺りが少し分かりづらい部分もありますので、できるだけ、孫が対象になったというところはPRしていきたいと考えてございます。

福井委員 すばらしいと思っていますので、ぜひ皆さんが、管理職の皆さんが積極的に使っていくということで、一つ広まっていくと思います。恐らく、先ほど総務部長も時代の変化によって変えていかなければならないところを変えていくということですが、この条例も恐らくそうだと思います。例えば、対象を孫までと今回拡大されましたけれども、行く行くは、私は家族全体に広げていく必要もあるのかと思いますけれども、運用の見直しについて、これからどのように進めていくのか、方針をお聞かせください。

三井総務部次長 今回、孫を入れて改正をしましたが、当然、これで終わりではございませんので、効果等をよく確認しながら、できるだけ制度をよくして、職員が働きやすくという環境をできるだけ整えていきたいと思っています。

福井委員 今後も、職員の皆さんのウェルビーイングの実現に向けて、さらなる改善を私も求めてまいりたいと思います。

古屋委員 関連ですけど、2点ほど確認をさせていただきたいと思います。
一つは、この種の問題、労使間整理は既に済んでいるということによろしいですか。

三井総務部次長 今回、孫の関係ですけれども、ここの部分についてでよろしいですか。

古屋委員 孫ではなくて全体。

三井総務部次長 当然、こちらのほうで、組合とも話をしながら進めているところでございます。

古屋委員 こういった大事な取組をする際には、まず労使間の話し合い、あるいは、交渉をして、その上に立っての提案という形が一番望ましいと思いますから、もし、されていないようでしたら、今後そういったことの中で進めていただきたいと思います。

もう一点は、さっき少し話が出ましたが、いわゆるサービス残業のログの管理でありますけれど、その場合は難しいと思います。

実は、私も20年ぐらい前に、NTT出身なので名前を言ってもいいと思うのですが、ログを転換しました。これは、民間の場合は労基署が入ってきますから、自動的にしっかり、会議があった場合は後ほど精算されるということがあって、しっかり入退時の5分前にパソコンを立ち上げて、終わるときも10分前にはパソコンを落とすと。

ただ、それが、本人がパソコンを落としても役所から出ないで仕事は幾らでもできるわけなのです。ほかの仕事が。そこがキーになっていまして、今さっき総務部長が言いましたように、今はすぐやれということではないのですが、入退時にこの職員証で入ってきて、それを持ってパソコンを立ち上げるという二重管理をしないと、サービス残業は絶対なくならない。

そして、役所の場合は、労基署が入らないと思う。そうすると、第三者、誰が入るかということになると、入る人がいない。チェックが内部チェックだけになってしまう。そうすると、いつになっても、これは改善されない。言ってみれば、DXがどんどん進んでも、実際、中の働いている人たちの労働条件は今までと同じになっている。

こういうことが危惧されますから、それらを前提に、部内からどうのこうのなんて、これは理屈にならないです。きちんと部外から入る場合は、ピンポン、あるいは、どここと言っていれば、セキュリティーを管理し、窓口、受付だったら受付の人をそこに配置して、そこにつないでやれば幾らでも入るわけですから。本来でいけば、お客さんのデータを持っているところは全てセキュリティー管理していかなければならない。これも民間がやっているやり方ですから。役所だって、私たちの生まれてきてから死ぬまでのデータ、あるいは、学校の成績を含めて全て持っているわけですから、そういった意味では、しっかり各部署がセキュリティー管理をしていくことが大変大事だと思います。

す。それイコール、この勤務の扱いにもつながってくると思いますから、そのことについてどのようにお考えか、最後にお聞きしたいと思います。

関口総務部長 もうこれ以上お話しすることがないぐらい、それは重大なお話だと思って聞いておりました。しっかり検討します。

古屋委員 承知しました。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 16 号 山梨県市町村振興資金条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 22 号 山梨県収入証紙条例廃止等の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 40 号 包括外部監査契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第 5—8 号 ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書の提出を求めることについて

意見

中村副委員長 ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書の提出につきましては、継続審査を求めます。

まず、ガソリン税についてですが、昨年 12 月に、自民・公明・国民民主党幹事長間で暫定税率の廃止が合意されたところでありますが、廃止時期については議論が続いております。

次に、消費税についてですが、景気の変化や左右されにくい安定的な財源であり、本県における地方消費税は、法人 2 税、法人県民税に次ぐ基幹税目の一つとなっております。また、市町村にとっても貴重な財源となっており、最後に、インボイス制度につきましても、軽減税率が導入される中で、取引における正確な消費税額を把握し、適正な課税を行うために導入される制度であります。

これらの状況を踏まえ、引き続き、国の動向を注視しながら慎重に判断する必要があるということで、本請願については継続審査とさせていただきたいと考えております。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

（指定管理者制度について）

中村副委員長 指定管理者制度のことにつきまして、お願いというか、意見を述べさせていただきます。

昨今の景気動向もそうですけれども、人件費が上がり、さらに物価高騰の中で、指定管理料につきましては、私も過去に自分自身が指定管理を提案する側でしたので感じていたのですが、どうしてもサービスの低下が懸念されるというか、提案額が非常に落ちていると感じております。これにつきましては、指定管理者の努力によってかなり収入が上がり、その収入額に対して、県に管理料がそれほど要らないという見方が出てきてしまっている状況を感じておりました。

そんな中で、今回、物価高騰や人件費の賃上げといった部分も含めて、今後、指定管理料の考え方につきましても、同じように人件費が上がっていくというところに合わせて、提案額が上がっていくことがされていくのかどうか、県の考え方を少しお聞かせいただければと思います。

小野行政経営管理課総括課長補佐 まず、原則、物価変動等の対応についてですけれども、通常、物価変動につきましては、指定管理者の対応ということ、ただ、物価変動が著しい場合にお

いては、県において責任を取るということで整理しております。

これにつきましては、指定管理者の選定時に、通常の物価変動、リスクを含めた額で協定を締結しておりまして、ほかの応募者との公平性の確保という点もございまして、通常の物価変動については、指定管理者が対応しまして、著しい物価変動については、県で対応するという考えによるものです。

ただ、現下の物価高騰を受けまして、必要に応じ市場の調査等も行いまして、全施設共通して著しい物価高騰等が見られた電気料、人件費等につきましては、次の対応を行っているところでございます。

まず、電気料につきましては、令和4年度来の著しい物価高騰を受けまして、令和5年度以降の指定管理委託料に、電気料高騰分を原則反映しているところでございます。

また、人件費につきましては、令和6年度に更新の手続を行う施設から、指定管理委託料に指定管理期間中の人件費の上昇見込みを含んだ額で積算する、新たな仕組みを導入しているところでございます。

その他、全施設共通でない、今、申し上げた人件費と電気料を除いたものについては、各施設によって、いろいろなものの使用の状況や事業の影響が異なることがございまして、各施設所管課が指定管理者とのモニタリングを通じまして、十分な意見交換を行い、運営状況等を現状把握をした上で、必要に応じて個別に要求等をする形になっております。

中村副委員長 ありがとうございます。実績額を非常に重んじているところが見られまして、どうしても受ける側としては、努力をしても、結局、その分金額を落とされてしまうという非常に悪循環の中で、人手不足もあるのですけれども、逆に賃金を落とさなければならぬ、そうすると、今度は、人が採れなくなるという非常に悪循環を感じている状況が実際ありました。

こういった点で、民間企業、県もそうですけれども、そういったところの対応はしているのですが、それを県が直接管理すべきところを、民間の指定管理者に管理をお願いして、本来でいけば、民間の考え方を導入することによって、県民サービスを向上させるという考え方の下でやっているはずのものが、逆に、サービス低下につながるということも今後考えられますので、ぜひ、この点も、指定管理は毎年毎年更新されていくところが増えてきますので、募集をかけるときに、これであればうちも提案したいと思えるような格好にしていいただければと思います。

他県の情報を聞きますと、今度は手を挙げる企業が減っていく、施設が新しくなった場合は手を挙げるのですが、何回か、3期くらいやると、もう老朽化が始まってしまって、民間が手を出さない。そうすると、今度は受け手がなくて、逆に管理するところがいなくなるという悪い事例も聞いておりますので、その辺りもぜひ、今後の検討ということで、私も引き続き拝見させていただきますので、よろしくお願いいたします。答弁は結構です。

行村財政課長 すみません、答弁不要ということですが、一つお答えを申し上げたいと思います。

先ほど、もうけが出て、また、次の契約のときに下がってしまうのではないかと
いう御指摘がありました。昨年度以降、一定額の収入というか、もうかった場合とい
うのについては、これまでですと県の支出が下がったら、その下がった実績に応じ
て、また次の上限を定めるということを御懸念されていると思うのですが、一定
の収益については上限額を下げないように制度改正を行っております。もちろ
ん、これが過剰な場合には、それは当然、支出として、県の税金の使い方として
問題があるということではございますけれども、これまでのような上限額と実績
額の低いほうを取るという取扱いにはしてございませんので、この点だけ答弁を
させていただきたいと思っております。

（公募型プロポーザル契約事務に関する評価委員会の関連について）

古屋委員

公募型プロポーザル契約事務に関する評価委員会の関連について質問させて
いただきたいと思います。

御案内のとおり、私も去年 6 月にプロポーザル事業の選定及び契約方法につ
いてお尋ねをし、また、特に 12 月議会においては、知事は公募型プロポーザ
ルの透明性をなお一層確保するために、第三者委員会、いわゆる評価委員会を
設置し、検証・評価する方針を定めて現状に至っているわけではございます
が、その内容について幾つかお聞きしたいと思っております。

一つは、この評価委員会の役割、位置づけを具体的にどのようなになっている
のか、その辺りについてお伺いしたいと思います。

小野行政経営管理課総括課長補佐 全てのプロポーザルの案件は、新たに作成
予定の公募型プロポーザルに係る実施要綱に基づき、事業者等の選定、事業実
施が行われる形になっていきます。そのうち、評価委員会の対象となるのは、
内容に共通性・連続性がある事業であって、2 年間続けて同一事業者が受け
入れて、3 年目の契約をプロポーザルで行うようなものなど、特定の事業に対
しまして、プロポーザル契約方式による契約の妥当性を公平化する、客観的
に評価する役割を担うものでございます。これによりまして、特定の案件に
関するプロポーザル方式採用の信頼性と透明性を確保するものにつながって
いくものと考えております。

古屋委員

全体的な件数の把握はできておりますか。

小野行政経営管理課総括課長補佐 プロポーザル自体の件数は、こちらのほう
では把握してございません。申し訳ございません。

古屋委員

ぜひ、制度を持つところでありますから、今、予算審議をしておりますけれ
ど、去年、私が知事政策局でお尋ねをただけでも 30 ぐらいあったわけでは
ないから、後ほどお話ししますが、この間の 3 月 4 日に監査委員により事業選
定が厳格となって、このように新聞に載っていて、そこだけでも 180 など
幾つか数字が出ているわけでありまして、ぜひ把握に努めていただきた
いと思っております。

評価委員は、どのように選ばれたのか、その辺りについてお聞きしたいと思います。

小野行政経営管理課総括課長補佐 評価委員会の委員につきましては、関連分野の専門家や経験豊富な専門家としまして、国における防衛調達、装備品とか役務の調達に関する規則や、実施に関する結果について調査審議を行う防衛調達審議会というのがございまして、その委員である弁護士の1名及び大学教授の1名と、その他公平性・透明性を確保するために、県弁護士会から推薦いただきました弁護士2名の計4名で構成しています。

古屋委員 それで、それぞれこの委員会の審査のプロセスと言ったらいいのか、その辺りの考え方はどのような考え方で進むのか、お聞きしたいと思います。

小野行政経営管理課総括課長補佐 評価委員会は、県がプロポーザルの公募を行う前に、中立、客観的な外部専門家の立場でプロポーザルの条件が適正かどうか事前評価を行うものでございます。

まず、所属が作成したプロポーザル方式の選定理由、参加者確保に向けた取組と記載した資料を各委員が事前確認しまして、それを評価委員会に持ち込み、所属からさらに聞き取りを行いまして、その後、評価委員会全体としての議論と評価を統合して最終評価を行っていく、そのようなプロセスでございます。

古屋委員 それで、評価対象となる事業、その考え方と、今、この評価委員会で扱う件数、それと、恐らく高額契約を行っている事業者もあると思うのですが、それと金額の大小、評価対象とする判断要素といいますか、その辺りについてはどのようなお考えでやっているのか、お伺いしたいと思います。

小野行政経営管理課総括課長補佐 まず、件数につきましてはですけども、令和7年度の当初予算事業を対象としまして、見込みですけど、21件の審査を行う見込みとなっております。

評価対象事業の考え方について、少し説明申し上げます。

法令上、制限のないプロポーザル事業のより一層の透明性を確保する観点から、一つは、先ほど申し上げたとおり、共通性、連続性がある事業と、2年以上同一事業者を請け負っている事業で、3年目の契約プロポーザルに行うものを評価対象としまして、それが、今回18件の見込みであります。

もう一つ、金額に関わっていることになるのですが、プロポーザル契約しようとする事業でありまして、県政に関わる重要な契約をして、総合的に判断したものを対象として、3件の審査を予定しておりまして、それが今回、金額としては、事業費3,000万円以上という形で対象となっています。

古屋委員 それで、この評価委員会により、透明性やその後の公平性を高めていくということですが、効果はどのように考えているのか、今までと違ってどうなのかというところのお考えをお示ししていただきたいと思います。

小野行政経営管理課総括課長補佐 先ほど申し上げた審査におきましては、同一事業者の、特に審査につきましては、これまでの実績を踏まえまして、再度、公募型プロポーザルを行うことの必要性や、多くの事業者が参加可能な応募要件となっているかなど、多角的な視点で審査・評価をする形になっております。

その結果、指導事項あり、不適切とするようになった案件につきましては、再度、中身をつくり直して、評価委員会の再評価を受けるか、また、プロポーザル以外の方法で実施する形になります。

なお、評価の結果、適切と判断された案件につきましては、以降は、通常のプロポーザル案件と同様に、今回新設される実施要綱に従いまして、外部委員を含む事業者選定委員会で受ける審査を経て、選定結果や選定理由、事業者の公表について適切に行っていくものと考えております。

古屋委員 最後に、先ほど少し前段で触れましたが、3月4日の山梨日日新聞の見出しで、「監査委員、プロポーザル方式での意見、事業者選定を厳格に」という記事が載っているのですが、そこでは、プロポーザルが183件あったと。その中で、令和6年度の上期で改善を要する指導事項が3件発生しているという記事が載ってまして、その一つが、恐らく音羽町の県営住宅の分だと思うのですが、その辺りも入っていると思います。

それで、そういった中において、監査委員が行うところと、この評価委員会が実施する、その辺りのすみ分けというのはどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

小野行政経営管理課総括課長補佐 評価委員会の関係ですので、私からお答えさせていただきます。

監査委員の新聞報道につきましては、県の監査委員はそもそも、県の事務事業全般の監査を行うものでありまして、今般の新聞報道内容は、監査委員でテーマを決めて行う行政監査の結果について、テーマが公募型プロポーザルを対象に行われた分が公表されたものと理解しております。

少し重複する部分があつて恐縮ですが、評価委員会においては、特定事業について評価を行いまして、公募プロポの実施については、実施要綱に従って実施する。その後、事後の事業実施の監査につきましては、監査委員事務局で行いまして、それぞれの所掌に応じて、適切な事務事業を図っていけるものと思慮しております。

関口総務部長 申し訳ございません。補足で一点だけ。

今、小野総括が申し上げましたように、基本的に、例えば、体制や手続など、そういったところの不備がないように、監査委員と同じような見地で私たちは見るところがございますが、一点だけ明確に異なるのが、私たちはある意味、政策を推進する立場でもありますので、プロポーザルイコール悪ではないということは間違いなく考えております。

要するに、良い提案、こういう課題を解決するために良いものがあれば、それは場合によってはお金の問題ではないのかもしれないと、安くて良いものであればいいわけで

ありますが、本当にこれはプロポーザルをすべきものだということを、こういった委員会の場で御審議をいただいて、お認めいただくということが、12月議会で知事が申し上げましたように、県庁内だけで内部的に決まっていたのでは問題だという、そのそしりがあるのであれば、いささかもその疑念が生じないように外部の人たちに評価してもらって、丸だと言われれば、これはもう胸を張って、しっかりプロポーザルでいい提案をいただきたいと考えております。

古屋委員

部長のおっしゃったように、事業の決め方について議論をするつもりはございませんが、私たち県民の立場に立ってみれば、やはり事業推進のお金の使い方に当たって、公平性あるいは透明性、疑念を持たれないよう、しっかり議会としてチェック機能を果たしていくことは大事だと、私は個人的に認識しております。そういった立場で、今日は発言をさせていただいておりますので、勘ぐった考え方を持って、本件について質問しているということについて、もし誤解があるならば、そこはないようにしていただいて、真意をしっかりと酌み取っていただいて、このプロポーザル事業に対する公平性を担保する機能ができるような事業運営を進めていただきたいと思います。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、配付資料のとおり決定された。
- ・ 本委員会が1月24日に実施した県内調査については、議長あて報告書を提出した旨が報告された。

以 上

総務委員長 伊藤 毅